

福山市立日吉台小学校PTA会則

第1章 名称および事務所

第1条 この会は、福山市立日吉台小学校PTAと称する。

第2条 この会は、事務所を福山市立日吉台小学校内に置く。

第2章 目的

第3条 この会は、児童の健全な育成をはかるために教育環境の整備充実に協力し、会員相互の研修と親睦を深めることを目的とする

第3章 方針

第4条 この会は、第3条の目的を遂行するために、次の方針に従って活動する。

- (1) 自主的民主団体であって、他のいかなる団体の干渉も受けない。
- (2) 児童の教育並びに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
- (3) 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を主目的とするような行為は行わない。
- (4) 教育問題について研究しその活動を助け教育の進展をはかる。
- (5) 公教育費を充実することに努める。

第4章 会員

第5条 この会の会員となることのできるものは次のとおりである。

- (1) 本校に在籍する児童の父母、またはこれに代わる者
- (2) 本校に在籍する職員

第6条 この会の会員は、会費を納めるものとする。

2 会費は児童一人につき月額 100円とし、毎月納めるものとする。

第7条 会員はすべて平等の権利と義務を有する。

第5章 会計

第8条 この会の活動に要する経費は、会費、寄附金及びその他の収入によって支弁される。

第9条 この会の経費は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第10条 この会の経費は会計監査を経て、総会に報告し承認を得なければならない。

第11条 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年の3月31日に終わる。

第6章 役員

第12条 この会の役員及びその任務は、次のとおりである。

- (1) 会長（1名） この会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長（若干名） 会長を補佐し、会長が不在のときはその職務を代行する。
事務局及び各部会を担当する。
- (3) 事務局員（若干名） この会の活動に関する事務処理全般を行う。
- (4) 書記（2名、うち1名は学校職員）

- ア 総会、常任委員会、理事会及び常任理事会の議事並びにこの会の活動に関する事項を記録する。
 - イ 記録、通信等に関する書類を保管する。
- (5) 会計（2名、うち1名は学校職員）
- ア 予算及び決算の原案を作成し総会が決定した予算に基づいてすべての会計事務を処理する。
 - イ 総会に会計監査を受けた決算を報告する。
 - ウ この会の財産を管理する。
- (6) 会計監査（2名） 会計を監査し総会に報告する。
- (7) 部長（若干名） 各部会を統括し、その部の企画運営にあたる。
- (8) 副部長（若干名） 部長を補佐し、部長が不在のときはその職務を代行する。
- (9) 地域委員（若干名） 生活指導部を構成し、PTAの校外指導活動を推進する。
- (10) 学年委員（若干名） 学年部会を構成し、各学級活動を企画し、実行の任にあたる。
- (11) 専門部委員（若干名） 専門部会を構成し、各部活動を企画し、実行の任にあたる。
- (12) 学校職員代表（若干名） 学校教育について専門的立場で意見を述べ、この会の活動を推進する。
- (13) 学校長 学校の管理運営上、この会のすべての会合に出席して意見を述べることができる。

第7章 役員の選出

第13条 この会の役員選出は次のとおり行う。

- (1) 会長、副会長、事務局員、会計、書記及び会計監査委員は、常任委員会で選考し総会において承認を得る。
- (2) 常任理事は、会長、副会長、事務局員、書記、会計及び会計監査委員をもってこれにあたる。
- (3) 理事は、各部長をもってこれにあたる。
- (4) 常任委員は、各副部長、専門部職員代表及び生活指導部職員代表をもってこれにあたる。
- (5) 学年部長及び副部長は、同学年の学級委員の互選により各1名選出する。
- (6) 学年委員は、各学年保護者より若干名選出する。
- (7) 専門部委員は、各学年保護者より若干名選出し、部長及び副部長を互選により1名ずつ選出する。
- (8) 生活指導部長及び副部長は、各地域において1名ずつ選出する。
- (9) 地域委員は、各地域・学校職員より若干名選出する。
- (10) 学校職員代表は、全職員の互選により若干名選出する。
- (11) 第3号から第10号までの役員は会長がこれを委嘱する。
- (12) 役員の選出にあたっては、個人が重複し任命される事のない様にする。

第14条 役員の任期は1ヵ年とし再選を妨げない。ただし、欠員補充の場合は前任者の在任期間とする。また任期が終了しても後任決定まではその任にあたるものとする。

第8章 総会

第15条 総会は全会員をもって構成され、この会の最高議決機関となる。

第16条 総会は構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。ただし、事故あるときは委任状をもって出席にかえることができる。

第17条 総会は定期総会及び臨時総会とする。

- (1) 定期総会は年度初めに開催する。
- (2) 臨時総会は常任委員会が必要と認めたとき、又は会員の3分の1の要求があったときに開催する。

第18条 総会は次のことを審議決定する。

- (1) 事業計画・予算決算に関する事項
- (2) 役員の承認に関する事項
- (3) 会則の改廃に関する事項
- (4) その他重要事項

第19条 総会の議決は出席者の過半数の同意を必要とする。

第9章 常任委員会

第20条 常任委員会は総会につぐ議決機関で、常任理事、理事及び常任委員によって構成される。

第21条 常任委員会の任務は次のとおりとする。

- (1) 総会に付議すべき事項の審議
- (2) 第13条第1項に定める役員の推挙に関する事項
- (3) 細則の改廃に関する事項
- (4) 必要のある場合には特別委員会を設ける。

第22条 常任委員会は理事会が必要と認めたとき、または構成員の3分の1以上の要求があったとき開催する。

第23条 常任委員会の議決は出席者の過半数の同意によって成立する。

第10章 理事会

第24条 理事会は常任理事、理事及び学校職員代表によって構成される。

第25条 理事会の任務は次のとおりとする。

- (1) この会の目的を達成するために各事業の遂行にあたる。
- (2) 事業計画及び予算の構成に関する事項
- (3) 総会及び常任委員会に提出する議案を調整する。
- (4) その他、常任委員会より委任された事項及び緊急事項を検討、処理する。

第26条 理事会は会長が認めたとき、または構成員の3分の1以上の要求があったとき開催する。

第27条 理事会の議決は出席者の過半数の同意によって成立する。

第11章 常任理事会

第28条 常任理事会は常任理事及び学校長によって構成される。

第29条 常任理事会の任務は次のとおりとする。

- (1) この会の企画運営の総括並びに事業計画及び予算の編成にあたる。
- (2) 各部の連絡調整に関すること

第30条 この会の目的を達成し事業の円滑な運営をはかるために、次の各部会を置き、各部の活動に必要な事項について調査研究立案し、その運営の任にあたる。

- (1) 専門部会 P T A活動推進のための各種広報活動を行う。
会員相互の教養を高め、健康増進、体育向上及び親睦を図るための諸活動を行う。
- (2) 学年部会 各学年の会員により、部会を設け、学年相互間の教育進展並びに会員相互の教養の向上及び親睦を深めることに努める。
- (3) 生活指導部会 次の地域生活指導部会を設け、各地域における児童の生活環境及び生活の実態を把握し、より幸福な成長をはかるための諸活動並びに校外活動及び安全教育のための諸活動を行う。(日吉台、日吉台団地、吉田、小松、蔵王12区、ラブリー日吉台・エバーグリーン日吉台)

第31条 各部は必要に応じて理事会及び常任理事会に提案する事項をとりまとめたり、本部役員会の決定事項を各部相互協力してその推進をはかる。

第12章 細則

第32条 この会の運営に関し必要な細則は別に定める。

附 則

この会則は、総会で議決された平成7年5月6日より実施し、平成7年4月1日より適用する。

附 則

この会則は、平成12年5月 日より施行する。

附 則

この会則は、平成21年5月1日より施行する。

附 則

この会則は、平成22年4月30日より施行する。

附 則

この会則は、平成22年6月9日より施行する。

附 則

この会則は、平成28年4月22日より施行する。

附 則

この会則は、令和4年4月23日より施行する。

附 則

この会則は、令和5年4月21日より施行する。